

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東根市長 土田 正剛

市町村名 (市町村コード)	東根市 (06-211)	
地域名 (地域内農業集落名)	大富地区 (新道・横町・岡・宿・小見・三ツヤ東・三ツヤ西・荷口・藤助新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (計2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻栽培などの土地利用型作物やおとう、ももを中心とする園芸作物を主体とする地域である。水稻については、担い手は十分といえる。樹園地、畑については、新たな担い手の確保が必要である。農地転用が進んでおり、また道路延長の計画もあるため、優良農地の確保が課題である。田の賃借料の基準単価の見直しが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、水稻栽培などの土地利用型作物やおとう、ももを中心とする園芸作物の生産を主体とする。中心経営体である認定農業者及び認定新規就農者、規模拡大している農業者への農地の集積、集約を進めながら、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進し、対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	424 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	376 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域内の農地を除く全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、用途地域内の農地であっても担い手が耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農業委員会及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託組織について、市及びJAと検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・スマート機器導入に係る補助制度の活用し、農作業の省力化に取り組む。
- ・果樹振興のため、団地整備を検討する。